

「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県内の施設等の協力により、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めることを目的とする「赤ちゃんの駅」登録事業を実施するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 赤ちゃんの駅 以下のいずれか一つ、または両方ができる場所であり、希望者が無料で利用可能であるものをいう。
 - ① おむつ替え
 - ② 授乳
- (2) 施設等 埼玉県内の公共施設及び商業施設など、不特定多数の人が利用できる施設をいう。ただし、以下のすべてを満たすこととする。
 - ① 遊興飲食させる店舗や風俗店など、青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。
 - ② 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。
- (3) 登録ステッカー 施設等が赤ちゃんの駅として登録していることを表示するためのステッカー（様式第1号）をいう。

(普及啓発)

第3条 県は、赤ちゃんの駅の趣旨を市町村、県民及び店舗・企業等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 登録ステッカーを作成すること。
- (2) ホームページ等を通じて、赤ちゃんの駅についての情報提供を行うこと。
- (3) 県内市町村、店舗・企業等に対し、登録を依頼すること。
- (4) 本事業全般の運営及び見直しに関すること。
- (5) その他本事業を推進するために必要なことを行うこと。

(申込み及び登録)

第4条 赤ちゃんの駅に登録しようとする市町村及び店舗・企業等を営む者は、設置した施設等ごとに、様式第2号による申込書（現況写真及び設置場所を示す資料を添付のこと）により、県に申し込むこととする。ただし、複数の施設等を有する場合は、事前に県と相談の上、まとめて申し込むこともでき

るものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みを受けたときは、内容を確認の上、これを登録するものとする。登録後、申請者に対し、登録ステッカーを配布する。

(登録ステッカーの取扱い)

第5条 登録された施設等は、登録ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) 利用者が見やすい位置に掲示すること。
- (2) 登録を廃止するときは、廃止の日以後、登録ステッカーを掲示してはならない。

(変更・廃止の届出)

第6条 登録された施設等を営む者は、第4条第1項の登録の内容に変更が生じるとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による変更・廃止届により、県に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第7条 県は、登録された施設等を営む者または施設等が法令に違反したとき、その他登録施設として適当でなくなつたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。